

TOCHIGI Violence Banishment Center (Public Interest incorporated Foundation)

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内 TEL 028-627-2995

第70号

令和4年8月

# 暴<sup>😊</sup>迫とちぎ



ゆうきくん

## 加入阻止 暴力排除の第一歩



# 御 挨拶

栃木県警察本部

刑事部長 伊藤 靖 志



本年3月14日付けで、宇都宮中央警察署長から刑事部長に着任いたしました。

誌面をお借りしまして御挨拶を申し上げます。

皆様には、平素から暴力団排除活動をはじめ、警察活動の各般にわたり深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルスの感染拡大で多大な影響を受けられていることと、衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、現下の暴力団情勢につきましては、全国的に暴力団勢力の減少が続いており、令和3年末の構成員数が、統計の残る昭和33年以降最少となるなど、皆様の御協力の下、官民一体となって進めてきた活動が実を結びつつあります。

しかしながら、組織の分裂に端を発した山口組関係団体による一連の対立抗争は、昨年中も拳銃を使用した殺人未遂等が発生し、関係公安委員会が、六代目山口組、神戸山口組に対し、特定抗争指定暴力団の指定を延長するなど、現在も高度な緊張状態が続いています。

このように暴力団は、依然として治安維持の大きな脅威であり、これを壊滅するには、事件検挙による人的基盤への打撃は勿論のこと、暴力団排除に向けて行動する皆様と連携した事務所撤去や組織代表

者に対する損害賠償請求などの総合的な取組みが重要です。

引き続き、暴力団による不法行為の徹底検挙と暴力団を恐れることのない社会作りに全力を尽くしてまいりますので、皆様には、それぞれのお立場から、暴力団排除活動に対する一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、栃木県暴力追放県民センターの益々の御発展と、会員の皆様の御健康、御多幸を祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。





# 委員長就任のご挨拶

## 栃木県弁護士会

民事介入暴力対策委員会委員長  
弁護士 長壁 孝 広



令和4年4月より、栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長を拝命しました長壁孝広と申します。

私は、平成24年に弁護士登録をし、足利市において弁護士として業務を遂行しております。弁護士登録をしてから、日常的な弁護士業務のほかに、暴力団等反社会的勢力を相手方とする民暴事件の対応に当たって参りました。

一口に民暴事件といいますが内容は様々でありまして、相手方の属性や事件の難易等を勘案し、複数の弁護士が受任をし、弁護団を結成して対応することがあります。これは、複数の弁護士が結集することで一人で事案対処するよりも事案の多角的検討や証拠収集が可能となり、より適切な法的解決を実現することができますし、暴力団等の組織を相手にすることにもなりますので、弁護士側のリスクの分散化という意味もあります。当委員会には、このような弁護団を組織するに当たって弁護団に参画する多くの弁護士が所属しておりますので、速やかに弁護団を結成し、事案対応に当たることができる状況にあり、ここ数年は、間断なく、弁護団にて対応する事件が継続しております。また、これまでの弁護団事件の対応に当たっては、栃木県暴力追放県民センターの皆様及び栃木県警察の皆様と、その都度、

連携をさせていただき、適切な事案対応をすることができましたことを、改めて感謝申し上げますとともに、今後とも、これまで同様の連携をお願いしたいと考えております。

他方で、近年は、暴力団等反社会的勢力に対する各種法的規制が厳しくなってきたこともあり、検挙を免れるべく暴力団等反社会的勢力が潜在化し、一般市民の皆様への対応も狡猾なものになり、我々のところまでにたどり着かずに被害が顕在化しない事案もあるのではないかと考えているところです。当委員会といたしましても、そのような顕在化しない事案の救済にお役に立てるよう、栃木県暴力追放県民センターの皆様及び栃木県警察の皆様と密に連携をし、暴力団等反社会的勢力からの救済活動に尽力していきたいと思っております。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



令和3年末現在

# 指定暴力団分布図 (25 団体)

**五代目工藤會**  
 (勢力範囲：3 県)  
 (構成員数：約250人)  
 福岡県北九州市小倉北区宇佐町1-8-8  
 代表する者 野村 悟

**道仁会**  
 (勢力範囲：4 県)  
 (構成員数：約400人)  
 福岡県久留米市京町247-6  
 代表する者 小林 哲治

**太州会**  
 (勢力範囲：1 県)  
 (構成員数：約70人)  
 福岡県田川市大字弓削田1314-1  
 代表する者 日高 博

**四代目福博会**  
 (勢力範囲：2 県)  
 (構成員数：約80人)  
 福岡県福岡市博多区千代5-18-15  
 代表する者 金 國泰

**浪川会**  
 (勢力範囲：1 都5 県)  
 (構成員数：約180人)  
 福岡県大牟田市八江町38-1  
 代表する者 朴 政浩

**六代目共政会**  
 (勢力範囲：1 県)  
 (構成員数：約120人)  
 広島県広島市南区南大河町18-10  
 代表する者 荒瀬 進

**三代目俠道会**  
 (勢力範囲：5 県)  
 (構成員数：約70人)  
 広島県尾道市山波町3025-1  
 代表する者 池澤 望

**六代目山口組**  
 (勢力範囲：1 都1 道2 府40 県)  
 (構成員数：約4,000人)  
 兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1  
 代表する者 篠田 建市

**神戸山口組**  
 (勢力範囲：1 都1 道2 府13 県)  
 (構成員数：約510人)  
 兵庫県神戸市中央区二宮町3-10-7  
 代表する者 井上 邦雄

**絆會**  
 (勢力範囲：1 都1 道1 府9 県)  
 (構成員数：約90人)  
 兵庫県尼崎市戸ノ内町3-32-6  
 代表する者 金 禎紀

**七代目会津小鉄会**  
 (勢力範囲：1 道1 府)  
 (構成員数：約50人)  
 京都府京都市左京区一乗寺塚本町21-4  
 代表する者 金 元

**七代目合田一家**  
 (勢力範囲：2 県)  
 (構成員数：約40人)  
 山口県下関市竹崎町3-13-6  
 代表する者 金 教煥

**関東関根組**  
 (勢力範囲：1 都1 道3 県)  
 (構成員数：約100人)  
 茨城県土浦市桜町4-10-13  
 代表する者 大塚 逸男

**双愛会**  
 (勢力範囲：2 県)  
 (構成員数：約120人)  
 千葉県市原市潤井戸1343-8  
 代表する者 椎塚 宣

**稲川会**  
 (勢力範囲：1 都1 道16 県)  
 (構成員数：約1,900人)  
 東京都港区六本木7-8-4  
 代表する者 辛 炳圭

**住吉会**  
 (勢力範囲：1 都1 道1 府15 県)  
 (構成員数：約2,500人)  
 東京都港区赤坂6-4-21  
 代表する者 関 功

**極東会**  
 (勢力範囲：1 都12 県)  
 (構成員数：約390人)  
 東京都新宿区歌舞伎町2-18-12  
 代表する者 曹 圭化

**松葉会**  
 (勢力範囲：1 都7 県)  
 (構成員数：約340人)  
 東京都台東区西浅草2-9-8  
 代表する者 伊藤 義克

**二代目親和会**  
 (勢力範囲：1 県)  
 (構成員数：約30人)  
 香川県高松市塩上町2-14-4  
 代表する者 吉良 博文

**四代目小桜一家**  
 (勢力範囲：1 県)  
 (構成員数：約50人)  
 鹿児島県鹿児島市甲突町9-24  
 代表する者 平岡 喜榮

**五代目浅野組**  
 (勢力範囲：2 県)  
 (構成員数：約60人)  
 岡山県笠岡市笠岡615-11  
 代表する者 中岡 豊

**池田組**  
 (勢力範囲：1 道3 県)  
 (構成員数：約80人)  
 岡山県岡山市北区田町2-12-2  
 代表する者 金 孝志

**十代目酒梅組**  
 (勢力範囲：1 府)  
 (構成員数：約20人)  
 大阪府大阪市西成区太子1-3-17  
 代表する者 李 正秀

**二代目東組**  
 (勢力範囲：1 府)  
 (構成員数：約80人)  
 大阪府大阪市西成区山王1-11-8  
 代表する者 滝本 博司

**旭琉會**  
 (勢力範囲：1 県)  
 (構成員数：約240人)  
 沖縄県中頭郡北中城村字島袋1362  
 代表する者 永山 克博

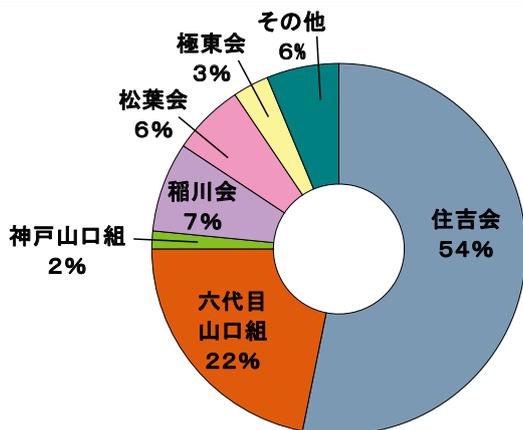
注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和3年末現在のものを示しています。ただし、旭琉會の「代表する者」については、令和4年3月22日現在のものを示しています。  
 注2：令和3年末における全暴力団構成員数(約1万2,300人)に占める指定暴力団構成員数(約1万1,800人)の比率は95.9%となっています。

# 栃木県内における暴力団情勢と検挙状況

## 1 県内の暴力団情勢

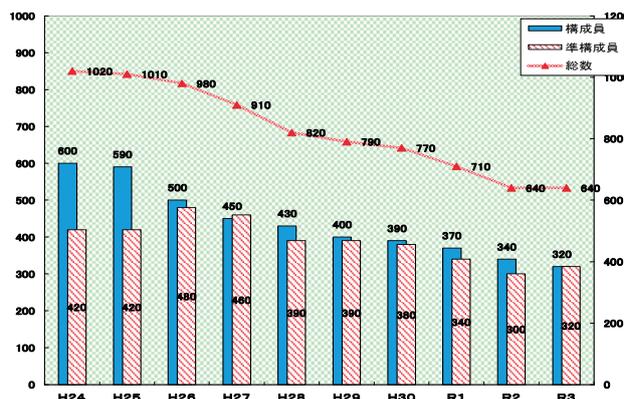
栃木県の組織別割合

令和3年末



栃木県の暴力団勢力

令和3年末



- (1) 令和3年末現在の県内暴力団勢力は、約50組織、約640名（前年比±0人）を把握しています。
- (2) 県内の組織別割合は、六代目山口組、神戸山口組、住吉会、稲川会の4組織で全体の約84%を占めています。
- (3) 県内の最大勢力は住吉会であり、全体の約54%を占めています。

## 2 暴力団検挙状況

令和3年中、県警察では暴力団構成員等を217人検挙しており、検挙適用罪種は、覚醒剤取締法違反、傷害、詐欺、窃盗事件が主となっています。

また、栃木県内における指定暴力団員に対する中止命令（再発防止命令含む）発出件数は3件となっています。

## 3 主要検挙事例

- (1) 常習賭博事件・組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反事件  
 歓楽街において、不特定多数の賭客を相手方として違法賭博店を経営した経営者1名を常習賭博事件で検挙し、同事件を皮切りに、同店から賭博により得た犯罪収益の一部をその情を知りながら収受した、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反の被疑者として令和3年12月、指定暴力団住吉会傘下組織組長を検挙しています。
- (2) 賃借権を不正に取得した詐欺事件  
 賃貸借権の譲渡、転貸、暴力団等反社会勢力と取引を拒絶する不動産業者に対し、真実は暴力団員が使用する意図があるのに、これを秘し、別の関係者が居住するように装い賃貸物件を契約したとして、令和3年9月、指定暴力団松葉会傘下組織幹部ら2人を検挙しています。

令和4年中

# 栃木県暴力追放県民センターの活動状況

## 新型コロナウイルス感染予防対策を徹底した講習の実施

### 1 行政対象の講習会



### 2 民間企業対象の講習会



## 栃木県県民の日記念イベントにおける広報活動

日時：令和4年6月11日（土）10～15時

場所：県民広場

イベントを活用して、幅広い年代の県民に対して暴力団排除広報を行いました。



	タイトル	時間	内容
	あなたはひとりじゃない！ ～総力結集で暴力団等の反社会的勢力を排除しよう～	35分	暴力団の不当要求の手口を示し、暴力団との関係遮断に向けた対応を紹介し、地域の総力を結集のうえ、暴力団排除対策に立ち上がる。
	暴力団排除 入札妨害・就労支援	46分	1 入札妨害 入札妨害行為をドラマを通じて解説し、当該暴力団員の離脱支援へと展開…。 2 就労支援 アルバイトの勤勉な青年は暴力団員だった。会社に牙をむくも、妻と幼い子を思い葛藤する姿に、社長は奔走する。関係機関とも連携し、暴力団離脱、そして就労へと…。
	危機に直面してからでは遅すぎる！ 不当要求対応マニュアルの作成とその実践	53分	1 不当要求対応マニュアルの構成項目 2 組織としての対応方針 3 苦情と不当要求の区別(判断基準見極めのポイント) 4 不当要求に応じるリスク 5 不当要求への対応手順 6 想定される不当要求の類型と対応フローチャート 7 マニュアルの周知と社内教育
	不当要求・クレームの初期対応 ～効果的な“必殺ワード”と対策ポイント～	43分	事例1：電話による不当要求への対応 事例2：インターネットによる不当要求への対応 事例3：直接面談による不当要求への対応
	訣別のとき ～その男はなぜ、暴力団をやめたのか～	35分	40代の元暴力団員が、組を離脱し更生するまでの経緯のある新聞記者に語り、回想していくストーリー。 暴力団は、「シノギ」の新たな手口を見出していくが、それもまた、暴対法・暴排条例に阻まれ弱体化していく。物語の進行に合わせて、暴対法・暴排条例施行の歴史を重ねて追いながら、暴力団が弱体化していく様子をつぶさに描いたもの。
	教訓 ～失敗を乗り越えて～	36分	過去に暴力団対策を講じなかったため、倒産に追い込まれた建設会社の社長が、弟に会社を委ね再スタートさせ、過去の失敗を教訓とし、暴力団対策に力を入れ、暴力団員と対決するなど過去と現在の様子を対比して描いたもの。
	決定的瞬間！ これが不当要求だ！	34分	不当要求の実態に迫るリアルドキュメント。 防犯カメラや手持ちの記録用カメラが捉えた生々しい映像。そして取材ディレクターによる緊迫の突撃ルポに注目。 不当要求の決定的瞬間がここにある！
	不当要求対策 ～絶対に負けませんⅡ～	第1話 27分 第2話 34分	暴力団や半グレ、えせ同和や悪質なクレマーなど、いわゆる反社会的勢力の不当要求への対応策はしっかりと策定しておく必要があります。このDVDでは、企業対象暴力と行政対象暴力の悪い対応と良い対応を再現してみました。反社会的勢力の不当要求にどのように対応していくのかをこのDVDを見ながら考えてください。 第1話 企業対象暴力編 第2話 行政対象暴力編

これ以外にも多数あります。お気軽にご相談ください。

# 賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

(公財) 栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同してご支援、ご協力いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしております。

## ●会員には

- 暴力団等反社会的勢力に関する情報を提供します。
- 賛助会員章(プレート)、暴追センター機関紙、暴排ポスター、不当要求対応マニュアル等の資料を提供します。
- 暴追大会、セミナー等のご案内をいたします。
- 税制上の優遇を受けることができます。

センターは公益法人ですので、賛助会費は税法上の寄附金として優遇措置(控除の対象)を受けることができます。  
個人会員の場合は税額控除\*の対象となります。  
※税額を算出した後、一定の計算式により税額を控除する制度。

## ●賛助会費 年額(口数の制限はありません。)

法人・団体	1口	10,000円
個人	1口	5,000円

## ●入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

詳しくは、暴追センター  
ホームページ  
賛助会員募集のご案内を  
ご覧ください。



## センターからのお知らせ

# 「企業防衛セミナー」の開催

開催日時：令和4年10月28日(金) 13:30～ 開催場所：栃木県総合文化センター サブホール

暴力団員の犯罪行為による被害の未然防止及び暴力団排除の意識高揚を図るため、公益財団法人栃木県暴力追放県民センターと栃木県警察本部による「企業防衛セミナー」を開催します。

## 今号の表紙

暴追とちぎ令和4年8月号  
(通巻70号)

### 「参道を登る」

栃木県大田原市の「<sup>うんがんじ</sup>雲巖寺」は、平安時代後期に開山されました。

松尾芭蕉は、この地に長く滞在し、おくのほそ道で

「<sup>きつつき いお</sup>木啄も 庵は破らず 夏木立」

の句を残しています。また、旅のCMで大女優も訪れたことがある古刹です。

撮影者 秋本 悦男氏



## 編集後記 「九尾の狐」伝説と「殺生石」



令和4年3月、栃木県的那須町にある殺生石が「真っ二つに割れている」との報道がなされました。

「殺生石」は「九尾の狐」伝説に基づく安山岩の岩で、国指定名勝史跡になっています。

その報道以前には、新型コロナウイルスの世界中への爆発的感染、他国への軍事侵攻など暗いニュースもありました。

数百年の時を経て、「九尾の狐」が世界平和・暴力団追放のために、殺生石を割って飛び出したものと信じたい。